

おいらせ町議会 平成31年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成31年第1回定例会記録				
招集年月日	平成31年3月12日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成31年3月12日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成31年3月12日 午後 3時52分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	馬 場 正 治
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	西 舘 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	川 口 弘 治	16 番	西 舘 芳 信
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	8番 馬場正治			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	赤 坂 千 敏
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	田 中 貴 重
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 舘 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	議案第2号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	2	議案第3号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	3	議案第4号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	4	議案第5号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	5	議案第6号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	6	議案第7号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	7	議案第8号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	8	議案第9号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	9	議案第10号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	10	議案第11号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	11	議案第12号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	12	議案第13号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	13	議案第14号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	14	議案第15号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	15	議案第16号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	16	議案第17号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	17	議案第18号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	18	議案第19号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	19	議案第20号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	20	議案第21号	おいらせ町農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について	
	21	議案第22号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
	22	議案第23号	おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	
	23	議案第24号	おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	
	24	議案第25号	町道の路線廃止について	
	25	議案第26号	町道の路線認定について	
	26	議案第27号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	
	27	議案第28号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	
	28	議案第29号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について	
	29	議案第30号	平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について	

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	<p>おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立お願いします。 礼。 ご着席ください。</p>
	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、8番、馬場正治議員は、本日所用のため欠席との申し出がありましたのでご報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
当局の説明	西館議長	<p>日程第1、議案第2号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。 それでは、議案第2号について説明申し上げます。 議案第2号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります19名の方々が本年3月31日をもって任期が満了となることから、後任の委員として農業委員定数及び委員候補者選考委員会設置に基づき、委員候補者の募集手続及び委員候補者選考委員会審査決定を経て、佐々木明博氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 佐々木明博氏は本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。9番、沼端議員。</p> <p>9番、沼端です。 今ちょっと1点気になりました。1点というか、提案理由の中で町長、今現委員の農業委員の方19人というのは間違いなく19人なんですか。17人かなというその1点と、あと、事務的なもの、もう1つです。 この方式になってから前回もこういう方式で、公募を農業従事者の方、各界のいろいろなところで公募というか、私にもその公募する用紙が来ました。それが大体何通、何名の方にお知らせしているのかなという部分と、仮にこの19、きょう上がっている議案の全体の流れで、今確認します。19名という定数の中で公募で来たのは19名なのか。それとも多かったのか。多い場合はこの審議会のほうで調整するものなのか。それともこの議場でのという話になるのかということですね。まずそこをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農業委員会事務局長 (西館道幸君)</p>	<p>答弁を求めます。 農業委員会事務局長。</p> <p>今、最初の質問の現職の人数ですけれども、大変失礼いたしました。16名ということになります。訂正させていただきます。 あと、何名の方に通知を出したかということですが、人数的な部分はありませんけれども、当課から関係団体に、こういう募集がありますよということで、JA、農協さんでありますとか、南部地域の共済組合、あとは稲生川土地改良区、十和田、奥入瀬川南岸、そして東部土地改良区といった団体と、あとは認定農業者の方が当町に170名ほどおりますので、そちらの方々、あとは農業委員現職の方、そして推進委員現職の方ということで、あとは各町内会長にもこういう募集がありますというお知らせを出しております。</p>

質疑	9 番 (沼端 務君) 西館議長	<p>以上です。</p> <p>人数はどうなんですか。その公募の中で……</p> <p>9 番議員さん、再質問をお願いします。（「答弁漏れでないか」の声あり）</p> <p>最終的に何人あったのか。</p>
答弁	農業委員会事務局長 (西館道幸君) 西館議長	<p>最終的には19名の募集で、それで選考委員会に諮ったということになります。</p> <p>9 番議員。</p>
質疑	9 番 (沼端 務君)	<p>今少し答弁漏れのようなところもあるんですけども、仮に、昔はという前は、農業者、この農業委員を決めるのに登録制だったじゃないですか。例えば、60日以上農業に従事する人のあれで、例えば選挙前、何年に、3年だか4年のこの任期、毎年のように登録をしてくださいという形で農業委員のときの選任のとき、そこから今度また、そういう今の窓口はこことか、公職選挙法のもとで選挙を行うのが、前の農業委員のあり方だった気がします。前回からこういう形で一般農業者にも通知して、それとまた各関係機関にお知らせして、どうですか推薦、あるいは推薦してくださいということを出していると思います。その中で、だから今この定数19という中に、何人来ましたかという。仮に今足りなかったよ、どんぴしゃり19人だったよというのはいいです。仮にこれがオーバーだったら、どこで調整がかかるか。やっぱりここに上がる前に審議会がありましたよね、たしか。あると思います。そこでの調整が第一になるんですかというところですね。</p> <p>前回、前のときにも、たしか私農業委員の会長の山崎さんに、なる人が前は少ない、それでお願いしたということも、推薦であったのかなという声で記憶しているんですよ。その中で、やっぱり今はこういう高齢化の時代、若い世代とあと女性の方の登用もどうですかという話もした思いがあります。その中で、そういうことで、例えば現農業委員の方々、現職の方々でやっぱりこう</p>

		<p>いう人選するのに選んでくるじゃないですか。推薦してくる、どうですかというやりとりがある中で、今思っているんですけども、そういうこともあっても、女性が入ってもいいのかなという部分と、こうやって19名の略歴を見ると、団体名を見てみると、ほとんど南岸関係。うちのほうの地区にかかわる改良区というのは、稲生、南岸さん、あと東部さん、この3つの役職の方々が入っていますから、いろいろこのおいらせ町の優良農地をつくるには網羅されているのかなと。あと、各種審議会、農地振興何とかという方があるから、今回このメンバーでいってもおかしくはないのかなと思っています。</p> <p>そこら辺をもう少しお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農業委員会事務局長 (西館道幸君)</p>	<p>農業委員会事務局長。</p> <p>答弁漏れ、大変失礼いたしました。</p> <p>審査会の中で、選考会議の中で19名に絞って議会に提案することになります。</p> <p>先ほど言いました女性の方とか若手農業者の部分につきましても、町の団体でありますV i C・ウーマンの方でありますとか、生活改善グループとか、そういう女性のグループの方にも、そういう農業委員会の募集がありますよということで通知を出してはおりましたけれども、なかなか手がなかったということです。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>9番議員。</p> <p>事情はわかりました。</p> <p>理想的には、やっぱりこれから農業者はどうしても全般的に高齢化が進んでいるというのが事実だと思います。本当に私も農業従事している中で、本当に自分の息子にうまくつなげられるかなというのは不安な部分が多々あるところもありますが、やっぱりそこで優良農地というか、本当に、きのう町長も言っていたとおり、ここら辺の米も劣らない部分とかというのはあると思って、自分も自負しながらつくっているものですから、水稲地帯、畑地</p>

		<p>帯というそういう部分では、本当にこの農業委員会の役割がこれから大変というか、本当に好き勝手にやると、何ですか、水田でもやっぱり虫食い状態になって、ここは畑とか、ずっと田んぼの中に畑があったりとかと、管理しにくいところの現状も出てくるのかなど、開発行為にあっても、いろいろな部分では、農業委員会に携わる方々の役割というのは大きいと思っております。</p> <p>その部分では、本当にこれからも将来を見据えた活動という部分でお願いしたいと思えます。</p> <p>いいです、答弁は要りません。（「……19名と説明したから、いつから19名か、あるいはさっきあなたは16名と言ったべ。そうするとその3人は途中で減ったのか、最初から減っているとなっているから、訂正……」の声あり）</p> <p>その部分に加えて、沼端議員は、前は登録制だったでしょうと、今はどうなんですかという意味も含めて登録制だった、それから法改正があったことも触れてほしいと思えます。</p> <p>農業委員会事務局長。</p> <p>以前は選挙制度ということで、農業をやる方がメインとしてやっていたかと思えます。あとは、議会の代表者とかということで選任されていたということですが、現在は法改正がありまして、28年からは今みたいな、町長が任命するという中身になっております。</p> <p>先ほど町長の提案にありました19名というのは、当初から、3年前に任命されたときに16名の方で委員が任命されておりますので、ちょっと提案の理由のところの間違っていたということで、訂正を先ほど述べたところであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農業委員会事務局長 (西館道幸君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにありませんか。6番平野敏彦議員。</p> <p>6番です。</p> <p>私も、28年に法改正があって、町長が任命するようなシステムになって、現行の制度になっているというのはわかりましたけれども、この町長が任命する基準というのがちょっと定かでない</p>

答弁	西館議長 農業委員会事務局長 (西館道幸君)	<p>んですけれども。</p> <p>例えば、今、沼端議員が言ったように、農業に従事する日数が何日以上とか、こういう条件というのがあったら、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>農業委員会事務局長。</p> <p>任命の基準といいますか応募資格の要件の中に、これは農業委員会等に関する法律第8条1項の中に、該当する方は資格がありませんという要件がありまして、その中には、破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者あるいは禁固以上の刑に処せられている者ということで、特にこの改正法の中では、住所、年齢、耕作している要件の規定の定めがありません。そして、国籍等の条項についてもありませんので、これについては当町でも同じような取り扱いで募集をしているということになります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 6番 (平野敏彦君)	<p>6番議員。</p> <p>そうすると、端的に言えば、ここに居住している外国人でも町長が任命することができるということで理解をしいということ、実際にそうすると職種は問わない、居住して応募して審査会で通れば、町長が任命するというシステムになっているということで、理解してよろしいですか。</p>
答弁	西館議長 農業委員会事務局長 (西館道幸君) 西館議長	<p>農業委員会事務局長。</p> <p>その中には、あとは認定農業者が過半数以上を占めるという要件と、あとは利害関係がない方が含まれるという要件が含まれるということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番議員。</p>

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>当町の場合は、認定農業者の数というのが相当あるように私記憶していますけれども、ただ、認定農業者の場合も高齢者になればたしか外れていくなという思いがありますけれども。これを見ても、どうも認定農業者の数が委員として入っているのが少ないんじゃないかなという思いがあるんですけども、やはりこれは推薦する人がない、自薦の人もないということでこういうふうになっているのか。</p> <p>それと、さっき答弁した形での部分で、特別に規定といいますか規制がかかっていない、そういうもので本当の農業の実態を委員として議論できるのかなという思いがあるので、大ざっぱにこのぐらいの枠で、こういう知識を持っている人、こういう形というものの行政としての、担当としての範囲というのは、全然定めがないんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農業委員会事務局長 (西館道幸君)</p>	<p>農業委員会事務局長。</p> <p>平野議員がおっしゃるように、それほど前みたいに必ずしも農業者である必要はないという趣旨のことで、広く農業に携わる以外の方もそういう農地を守る活動に積極的に参加してほしいという思いで、恐らくこういう制度設計になっているのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。ありませんか。佐々木議員。</p>
討論	<p>1 3 番 (佐々木光雄君)</p>	<p>進め方です。</p> <p>2 号から 2 1 号まで皆さんにお諮りしたいんですよ。厳正なる審査の結果、ここに提案しているわけですから、1 本ずつやっていくよりも一括で、私はもう提案して進めたほうが良いと思いますけれども、皆さんにお諮り願いませんか。</p>

	西館議長	<p>わかりました。</p> <p>私議長の方針としましては、人事案件ですので一本一本やりた いと。それから、全部ある中での、この人にだけ例えば意義があ るといことは、非常に皆さんの発言上、差しさわりのあるとい う判断のもと、一件一件私は進めたいと思っていましたが、ただ いま佐々木議員より動議というか、そういう進め方はいかがです かという案が出ましたが、これについて。</p> <p>4番、高坂議員。</p>
	4番 (高坂隆雄君)	<p>今、休憩ですか。(「いや、休憩じゃないです」の声あり)</p> <p>高坂です。</p> <p>前は一件一件、たしか投票だったと思います。同じようなや り方をしたらいかがですか。(「議長、討論入っているんだよ。休 憩するだけしないと」の声あり)</p>
	西館議長	<p>わかりました。</p> <p>今、じゃあ4番、高坂議員から一件一件進めたほうがいいとい うふうに出ましたので、原則どおり進めます。</p> <p>反対の討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての討論を終わります。</p> <p>これから議案第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第2、議案第3号、おいらせ町農業委員会委員の任 命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
当局の説明	町長 (成田 隆君)	<p>議案第3号に入る前に、議案第2号で説明を若干訂正しなけれ ばならなくなったことを深くおわび申し上げます。</p>

		<p>それでは、議案第3号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、議案第2号と同様に、佐々木四樓氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。佐々木四樓氏は本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、佐々木四樓氏は、利害関係を有しない者に該当する者であります。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。6番、平野議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番です。</p> <p>議長、ちょっと確認しますが、先ほど高坂議員が言った投票というのは、採択にならないんですか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>一件一件進めるということには違いはありませんけれども、表決については、原則は簡易採決、いわゆる異議なしということであれば、それで決めます。そして、異議ありあるいは投票という声が1人でもあると、本来であれば次は起立表決ということになるわけですが、人事案件につき起立案件はうまくないという通説がありますので、それに従って、私としては一人でも投票あるいは異議ありということになれば、投票したいと思っています。投票でいきます。「あればですか」の声あり) あればです。何もなければ簡易採決ということにします。つまり起立採決はしないということです。どうぞ。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>先ほど高坂議員は、前回にならって投票で一件一件進めたほうがいいのかという質問だったと思うんですけども、私はやはり前回にならってというふうなのだったら、そういう形で進めたほうが</p>

		<p>いいんじゃないかなと思うんですけども。やはり1件ずつやっていくということですから、もうちょっと高坂議員のところの趣旨を理解してもらったほうがどうかと思いますけれども。</p>
<p>西館議長</p>	<p>私の判断としては、高坂議員の質問は一件一件やったほうがいいんじゃないですかという話をしたのは、私はそれはわかります。ただ、投票でということには及んでいないというふうに私は判断しました。ですから、一件一件はやりますと。前は前議長の判断で全て投票ということにしましたけれども、私の場合は全て投票でなくてもいいと。投票が必要なものは投票するけれども、簡易採決でできるものは異議なしというところからも、表決すると判断しておりますので、それで進めます。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時24分)</p>	
<p>西館議長</p>	<p>休憩を解きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時24分)</p>	
<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>引き続き会議を再開します。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「投票をお願いします」の声あり)</p> <p style="text-align: right;">**投票の声**</p>	
<p>西館議長</p>	<p>投票という声がありましたので、議長の職権で、本当は1名の同意が必要なのですが、同意なしに1名でも投票ということになりましたので、無記名投票を行います。(「賛同者はいましたか」の声あり) 賛同者はいないんですけども、議長判断で。(「ちゃんと……賛同者いないとき投票できますか」の声あり) 議長の判断でやります。</p>	

	<p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>局長より説明させます。</p> <p>会議規則 8 2 条では、議長が必要があると認めるときまたは出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名または無記名投票で表決をとるとあります。今議長のほうで必要があると認められたため、投票で表決というのは可能と考えております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>ということで、議長判断で投票、そして投票の方式は無記名投票ということで進めます。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">** 議場出入口閉鎖 **</p>
	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は 1 4 人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって立会人に、9 番、沼端務議員及び 1 0 番、吉村敏文議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">** 投票用紙配付 **</p>
	西館議長	<p>念のため、もう一回申し上げます。</p> <p>採決は、無記名投票で行います。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第 8 4 条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 配付漏れなしの確認 **</p>
	西館議長	<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: right;">** 投票箱点検 **</p>
	西館議長	<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">** 氏名点呼・投票 **</p>
	西館議長	<p>投票漏れはありませんか。</p>

	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>9番、沼端 務議員及び10番、吉村敏文議員、開票の立ち会いをお願いします。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>それでは投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数14票。</p> <p>有効投票14票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成9票、反対5票。</p> <p>以上のおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第3号は、原案のおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を解きます。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>日程第3、議案第4号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
当局の説明	町長 (成田 隆君)	<p>議案第4号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第3号と同様に、馬場武雄氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>馬場氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いします。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第4号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	日程第4、議案第5号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第5号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第4号と同様に、松林勝智氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 松林勝智氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。 なお、松林勝智氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案第6号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議案第6号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第5号と同様に、松林一弥氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>松林一弥氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、松林一弥氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから議案第6号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
	西館議長	日程第6、議案第7号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第7号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第6号と同様に、大川義博氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 大川氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、大川義博氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第7号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

当局の説明	(議員席)	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>	<p>***なしの声***</p>	
		西館議長	<p>日程第7、議案第8号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>地方自治法第117条の規定によって、澤上 勝議員の退場を求めます。</p>		
		西館議長	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>	<p>***澤上 勝議員退場***</p>	
		町長 (成田 隆君)	<p>議案第8号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第7号と同様に、澤上 勝氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>澤上氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、澤上氏は、利害関係を有しない者に該当する者であります。</p> <p>以上です。</p>		
		西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>		
		(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>	<p>***なしの声***</p>
		(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p>	<p>***なしの声***</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>これから議案第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「投票をお願いします」の声あり)</p> <p style="text-align: right;">**投票の声**</p> <p>投票をお願いしますという声がありましたので、議案第8号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決は、無記名投票で行います。</p> <p>この採決は、会議規則第82条の規定に基づき、議長職権により、先ほども言いましたように無記名投票ということで行います。</p> <p>議場の出入り口を閉鎖してください。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p> <p>西館議長</p> <p>ただいまの出席議員数は14人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、9番、沼端務議員及び10番、吉村敏文議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>西館議長</p> <p>皆様が記名している間に、ちょっと訂正させていただきます。</p> <p>先ほど、ただいまの出席議員数は14人と皆さんにお伝えいたしましたが、除斥ということで1名退席しておりますので、13人が正式な人数ですので、訂正しておわびいたします。</p> <p>それから、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p> <p>西館議長</p> <p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p> <p>西館議長</p> <p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>2番議員から順番に投票願います。</p> <p style="text-align: right;">**投票**</p> <p>西館議長</p> <p>投票漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p>
--	--------------------------	---

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>これで投票を終わります。 開票を行います。 9番、沼端 務議員及び10番、吉村敏文議員、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">**開票**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>議案第8号の投票の結果を報告します。 投票総数13票。 有効投票13票、無効投票0票です。 有効投票のうち、賛成10票、反対3票。 以上のおり賛成が多数です。 したがって、議案第8号は、原案のおり可決されました。 議場の出入口を解きます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>除斥議員の入場を許可します。</p> <p style="text-align: right;">**澤上 勝議員入場着席**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>澤上 勝議員にお知らせします。 採決の結果、おいらせ町農業委員会委員の任命に同意することに決定しましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第8、議案第9号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議案第9号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第8号と同様に、坂井田 進氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>坂井田氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、坂井田氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。よろしく申し上げます。</p>	

当局の説明	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
	西館議長	日程第9、議案第10号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第10号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第9号と同様に、成田健義氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 成田氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、成田氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第10号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	日程第10、議案第11号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第11号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第10号と同様に、沼館廣志氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 沼館氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**

当局の説明	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	日程第11、議案第12号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
町長 (成田 隆君)	議案第12号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第11号と同様に、玉川 勉氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 玉川氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。	
西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。	
(議員席)	***なしの声***	
西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。	

当局の説明	(議員席) 西館議長	か。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第12号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	日程第12、議案第13号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第13号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第12号と同様に、山崎市松氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 山崎氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから議案第13号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	日程第13、議案第14号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第14号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてご説明申し上げます。 本案も、議案第13号と同様に、袴田信男氏を農業委員会委員 に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規 定により議会の同意を求めるものであります。 袴田氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査 において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員 として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場 のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、袴田氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませ んか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第14号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

当局の説明	(議員席)	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>	<p>***なしの声***</p>	
		西館議長	<p>日程第14、議案第15号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>		
		町長 (成田 隆君)	<p>議案第15号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第14号と同様に、松本勝雄氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>松本氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、松本氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上です。</p>		
		西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>		
		(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>	<p>***なしの声***</p>
		(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>	<p>***なしの声***</p>
		(議員席)	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p>	<p>***なしの声***</p>

当局の説明	西館議長	<p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>日程第15、議案第16号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議案第16号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第15号と同様に、日ヶ久保浩幸氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。</p> <p>日ヶ久保氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、日ヶ久保氏は認定農業者に該当する者であります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第16号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>	

当局の説明	西館議長	<p>日程第16、議案第17号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議案第17号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第16号と同様に、名古屋誠一氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。</p> <p>名古屋氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>	
西館議長	<p>日程第17、議案第18号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>議案第18号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第17号と同様に、川口英康氏を農業委員会委員 に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規 定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>川口氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査 において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員 として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場 のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、川口氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませ んか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第18号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>日程第18、議案第19号、おいらせ町農業委員会委員の任命 につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
--------------	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議案第19号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案も、議案第18号と同様に、日ヶ久保 亨氏を農業委員会 委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項 の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>日ヶ久保氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の 審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会 委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ 満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、日ヶ久保氏は認定農業者に該当する者であります。 以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませ んか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第19号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第19、議案第20号、おいらせ町農業委員会委員の任命 につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議案第20号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてご説明申し上げます。</p>

		<p>本案も、議案第19号と同様に、蛭名良夫氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>蛭名氏は、本年2月13日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。
	西館議長	質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。
	西館議長	初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第20号について採決をいたします。
	西館議長	本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。
	(議員席)	よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西館議長	ここで15分間、11時25分まで休憩いたします。
	(議員席)	(休憩 午前11時10分)
	西館議長	休憩を解き引き続き会議を開きます。
	(議員席)	(再開 午前11時25分)
	西館議長	日程第20、議案第21号、おいらせ町農業農村整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。
	(議員席)	当局の説明を求めます。
	農林水産課長	農林水産課長。
当局の説明	農林水産課長 (西館道幸君)	それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。 議案書の53ページから55ページをごらんください。

		<p>本案は、県営農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施に当たり、事業の一部費用を町が受益者から徴収し事業に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要事項を定めるため提案するものです。</p> <p>54ページをごらんください。</p> <p>条例の主な内容は、第1条では、土地改良法によらない事業を行う場合、受益者から分担金を徴収するための根拠をうたっております。</p> <p>第2条では、事業が行われる場合、受益者から分担金を徴収することをうたっております。</p> <p>第3条では、県及び町が行う事業の分担金の総額と受益者から徴収する年度ごとの分担金の額をうたっております。</p> <p>ページをめくって55ページをお開きください。</p> <p>第4条では分担金の額の変更する場合の事務手続を、第5条では賦課期日及び納期を、第6条では分担金の減免及び徴収延期を、第7条委任では、このほかの必要な事項は規則で定めるとうたっております。</p> <p>附則では、この条例を平成31年4月1日から施行することをうたっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--	--	--

		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>日程第21、議案第22号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の56ページ、57ページ、新旧対照表は152ページになります。新旧対照表でご説明いたしますので、152ページをごらんください。</p> <p>本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による民間労働者の時間外労働の上限規制が施行されることにあわせ、当町においても時間外勤務の上限等を設けるため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、時間外勤務に関し必要な事項について規則へ委任する事項を定め、時間外勤務の上限の詳細については規則で定めるものであります。また、任期の定めのある職位について年次有給休暇の付与の方法について定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>この提案理由の中で時間外勤務の上限を設けるため提案するとありますけれども、当町でのその労働団体等の協定等についてはどういうふうになるのかお聞かせください。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>答弁求めます。</p> <p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>協定等は結んでおりません。 以上になります。 その後も協定という形で結ぶ予定もございません。 以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野議員。</p> <p>マイクの通りが悪いな、ちょっとよく聞こえないな。 前ですと、たしか労働団体との協定を結んでいる時間の制限が守られているように、すべきだというふうな36協定だったかな、そういうふうのをちゃんと結ぶべきだというふうなことで確認をしてあったんですけども、なんか結んでいないようですけども、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。</p>
	西館議長	<p>暫時休憩します。</p>
		<p>(休憩 午前11時31分)</p>
	西館議長	<p>休憩を解いて会議を再開します。</p>
		<p>(再開 午前11時32分)</p>
	西館議長	<p>副町長。</p>
答弁	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>平野議員にお答えいたします。 36協定の話なんですけれども、36協定なるものは労働基準法にうたわれているものでありまして、私たち役場の職員に関しては地方公務員法の適用範囲ということで、36協定は結ばなくてもよろしいということになっております。ただし、病院については公営企業法の適用になりますので36協定は結ぶべきものと考えますけれども、それは労使交渉との間での約束事でありまして現在では結んでいないということでありまして。 それで、今のやつに関しましても、これは地方公務員法の適用の中での範囲の中でのものでありますので、労働組合とは協定を結ばなくてもよいというふうなことになります。 以上です。</p>
	西館議長	<p>6番議員。</p>

質疑	6 番 (平野敏彦君)	<p>今、地方公務員法の中であるから結ばなくてもいいというような答弁ですけれども、公務員といえども働く労働者ですよ。たしか当該団体組織との交渉をして、ちゃんとその勤務労働条件そういうふうなものを確認しておく、それが原則であるというふうには私は思って言ったんですけれども。今の話ですと公務員法のをすれば全てその部分で優先してやっていくんだというふうな理解をされるんですけれども、私はちょっとおかしいんじゃないかなと。働く条件は皆同じなわけですから。たしか、いつの段階でこういうふうな法改正になったか私もよくわかりませんが、団体がいない場合とある場合との違いもあると思いますけれども、ある場合についてはそれなりにその交渉をして説明をする理解をお互いにしながら確認をしていくというふうなことが一つのルールだと思うんですけれども、本当に今のままのその労働基準法の適用は全然受けないというふうなことで解釈していいんですか。</p>
答弁	西館議長 副町長 (小向仁生君)	<p>副町長。</p> <p>先ほども言いましたように、地方公務員法の適用の範囲内ということで、それに関しましては上限は定められておりますので、それを超えない範囲内では特に労使協定を結ぶ必要はないというふうに考えますけれども、ただしそれを超えるような状況であれば、労使の間である程度の約束事を設けて進めなきゃならないというふうに思っておりますので、もし労働組合のほうからそういうふうな話があれば、当然それを議題として交渉していくというふうな運びになるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君) 西館議長	<p>総務課長。</p> <p>職員団体のほうにつきましては、現在この改正する部分に関して見ればこちらのほうで説明をして同意をいただいております。以上になります。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>

	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第22号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
当局の説明	西館議長	<p>日程第22、議案第23号、おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の58ページ、59ページ。新旧対照表は153ページになります。新旧対照表でご説明いたしますので、153ページをごらんください。</p> <p>本案は、学校教育法の一部改正に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、学校教育法を引用する条項に改正があったため所要の改正を行うものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番	<p>6番、平野です。</p>

	(平野敏彦君)	この議案を見ますと、自己啓発休業に関する条例の一部を改正するわけで、その中で59ページを見ますと、受入施設この部分ではその自己啓発のための休業して研修を受けれますよというふうな内容かと思えますけれども、その場合、この職員が申し入れをして学校教育法に定める施設で研修を受けたいというふうな場合は、給与の支給とかそれからはどうなるのか。職務の義務免扱いになるのか、特別休暇になるのか、この辺がちょっと理解できないんですけれどもご説明をいただきたいと思えます。
	西館議長	総務課長。
答弁	総務課長 (泉山裕一君)	給与に関しては無給になります。取り扱いとしては減免ではございません。あくまでも休業という形で大学等の課程に入る場合は2年間、あと国際貢献活動のための休業する場合は3年間という定めになっております。 以上になります。
	西館議長	6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	そうすると、職員の身分を有してその専門の学校教育法で定めるその課程において研修を受ける場合は休業というふうなことで無給、そして2年間、3年間の期間はそういうふうな扱いになりますよというふうなことですけれども、例えば、給与は無給でも理解できますけれども、じゃあ福利厚生の部分に関する共済組合等の保障とかそういうふうなのはどういうふうな扱いになりますか。
	西館議長	総務課長。
答弁	総務課長 (泉山裕一君)	そのまま継続する形になります。 以上になります。
	西館議長	平野敏彦議員。

質疑	6 番 (平野敏彦君)	継続になるというふうなことで理解をしますけれども、そうすると、退職年金等に係る退職金の期間もこれに継続していくというふうなことで理解してよろしいですか。
	西館議長	総務課長。
答弁	総務課長 (泉山裕一君)	議員おっしゃるとおりそのまま継続する形になります。以上になります。
	西館議長	次に7番、 檜山 忠 議員。
質疑	7 番 (檜山 忠 君)	いいです、今私も同じのを聞きたいと思っていましたので。
	西館議長 (議員席)	はい、わかりました。ほかに質疑ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第23号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第23、議案第24号、おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
当局の説明	介護福祉課長 (田中淳也君)	議案第24号についてご説明申し上げます。 議案書の60ページから61ページ。新旧対照表は154ページから155ページになります。

		<p>本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金貸し付けの保証人に関する規定及び償還方法の追加を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を説明しますので、154ページ新旧対照表をごらんください。</p> <p>これまで法律及び法律施行令で定めていた保証人の規定について、条例で定めることになったことから、第14条の見出しに保証人を加え、同条第1項の後に保証人の規定として第2項及び第3項を追加するものです。</p> <p>また、第15条ではこれまで償還方法を年賦または半年賦としていたものを、1回当たりの償還額を少なくし負担の軽減を図るため月賦償還の規定を追加するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第24号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>西館議長</p> <p>日程第24、議案第25号、町道の路線廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠)</p>	<p>議案第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の62ページから63ページをごらんください。</p> <p>本案は、認定路線の起終点の見直し等により、町道の適正な管理を図るため、道路法第10条第3項の規定に基づき、認定済み路線、深沢平21号線外1路線、延長325.7メートルの路線廃止を提案するものであります。</p> <p>なお、路線廃止の路線図は添付参考資料の156ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>10番、吉村敏文議員。</p>
<p>答弁</p>	<p>10番 (吉村敏文君)</p> <p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠)</p>	<p>確認なのですが、この路線廃止なのですが、もう少しどういう理由をもってこれわかりやすく、廃止にするわけですが、どういう理由なのかちょっともう少しかみ砕いて説明をお願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>156ページをごらんください。</p> <p>上のほうにあります、二川目17号線につきましては、従来は生活関連道ということで家屋等が建ち並んだ上での生活道路として町道認定しておりましたが、最近、こちらのほうについては住宅等もなくなり、また、利用する方々も少ないということから適正な管理する上で町道の路線数も多いことから廃止していきたいというふうに考えております。</p> <p>下のほうの深沢平21号線につきましては、黒で塗っている部分ありますが、こちらのほうにつきましては日ヶ久保の通りのほうからずっと1路線で来ているのが、逆に今廃止する路線ではなくて、ちょうど水路のところから右側に曲がって県道との交差点のほうに抜ける部分、これが1つの路線でありました。ただし従来、幅員等また道路管理として幹線として扱っている部分は今廃止する路線も含めて日ヶ久保のほうまでのずっと1つの通りを</p>

		<p>管理しておりましたので、一部この路線につきましては起終点の見直しということで、こちらの路線を一旦廃止し、また新たに起終点の見直しにより先ほど来言っておりますように日ヶ久保までの1路線として管理していきたいと思っております。</p> <p>あとは、参考までに158ページに先ほど言いました一部日ヶ久保までの通りのほうと、同一の路線であります深沢平36号線、こちらは1つの路線から廃止し新たに36号線ということで名称を廃止に伴い新たに認定するような形で考えております。</p> <p>以上になります。</p>
西館議長 (議員席)		<p>はい、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長 (議員席)		<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長 (議員席)		<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第25号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
西館議長		<p>日程第25、議案第26号、町道の路線認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
当局の説明	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第26号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の64ページから65ページをごらんください。</p> <p>本案は、町道整備事業等により整備された緑ヶ丘22号線外3路線、延長651.7メートルの適正な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>なお、路線認定の路線図は、添付参考資料の157ページから158ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第26号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決しました。</p>
<p>西館議長</p>	<p>日程第26、議案第27号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>	
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の66ページ、67ページ。新旧対照表は159ページから161ページになります。</p> <p>本案は、構成団体である南黒地方福祉事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p>	

		<p>具体的には、障害者総合支援法が施行設備されたことで、当福祉事務組合が所有する障害者支援施設、障害児入所施設もみじ学園と障害者支援施設青葉寮の２施設を民間移譲することとし、地方自治法第２８８条の規定に基づき、黒石市、平川市、青森市、藤崎町、大鰐町、田舎館村が平成３０年１２月７日に当福祉事務組合の解散に関する協定書を締結し、平成３１年３月３１日をもって解散するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第２７号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第２７、議案第２８号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第２８号についてご説明申し上げます。 議案書の６８ページ、６９ページ。新旧対照表は１６２ページになります。 本案は、議案第２７号と同様に、構成団体である南黒地方福祉</p>

		<p>事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>西館議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第28号について採決をいたします。 本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>西館議長 日程第28、議案第29号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p> <p>当局の説明 企画財政課長 (成田光寿君) それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。 議案書70ページ、71ページ。あわせて新旧対照表163ページをごらんください。 本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費について、当該事業団の計画に平成31年度において負担する額</p>
--	--	--

		<p>を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するもので、当町の来年度の負担額は17万4,000円となるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第29号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 昼食のため1時30分まで休憩します。 (休憩 午前11時55分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩を解き、引き続き会議を開きます。 (再開 午後1時30分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第29、議案第30号、平成30年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。 議案書72ページから76ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に9,031万1,000円を追加し、予算の総額を9億6,634万3,000円とするものであります。</p>

	<p>77ページをごらんください。</p> <p>第2表繰越明許費につきましては、2件の事業であり、二川目地区光ケーブル移設事業は国道338号拡幅工事に伴う繰越事業として、中学校施設非構造部材耐震化事業は、国補正予算による繰越事業として、設定するものであります。</p> <p>78ページをごらんください。</p> <p>第3表債務負担行為補正につきましては、1件の事業について廃止するものであります。</p> <p>79ページから80ページをごらんください。</p> <p>第4表地方債補正につきましては、1件の事業追加と4件の限度額変更、1件の事業廃止を行うものであり、それぞれ事業費の確定等に伴うものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げますので、別冊の平成30年度一般会計補正予算（第6号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>2款1項4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金5,000万円は、将来的な公共施設整備事業への積み立てとして、増額計上するものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目情報政策費の15節光ケーブル等移設工事費81万円は繰越事業であり、県実施の国道338号拡幅工事に伴い、二川目地区の光ケーブル等を移設するため追加計上するもので、工事費と同額分が県から補償されることとなります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者(児)福祉費20節障害者給付費等2,400万円は、執行見込み額の精査により増額計上するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費20節子ども医療助成費500万円、また2目児童措置費20節子どものための教育・保育給付費836万5,000円は、それぞれ執行見込み額の精査により増額計上するものであります。</p> <p>26ページをごらんください。</p>
--	---

	<p>4款1項6目成人保険対策費13節健康診査委託料280万円は、執行見込み額の精査により増額計上するものであります。</p> <p>また、4款4項1目病院費19節病院事業会計医業外収益他会計負担金1,998万9,000円は、公営企業会計繰出基準に基づき、今年度分の病院事業会計に対する繰出金として、増額計上するものであります。</p> <p>28ページをごらんください。</p> <p>6款3項2目漁港整備費19節漁港施設機能強化事業費負担金2,032万円の減額は、県事業費の減額に伴うものであります。</p> <p>33ページをごらんください。</p> <p>10款3項3目学校建設費13節下田中学校非構造部材耐震改修工事管理委託料208万6,000円、15節同工事費4,400万円は、国の補正予算による繰越事業で実施するため、追加計上するものであります。なお、当該中学校非構造部材耐震改修事業については、国補正予算に係る国会審議日程及び所管省庁の補助手続きの関係から、3月補正予算案の繰越事業と平成31年度当初予算案いずれにも計上しておりましたが、国会審議を経て2月27日付で繰越事業に係る内定の連絡がありましたので、当初予算案に計上した関連経費分は、6月補正予算にて減額いたしますことをご了承くださるようお願いいたします。</p> <p>35ページをごらんください。</p> <p>10款5項4目学校給食センター建設費15節学校給食センター解体工事費601万6,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>このほか、各款にわたっての増額または減額は、事業費の完了や執行見込み額の精査によるものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして3ページをごらんください。</p> <p>1款1項町民税2項固定資産税及び3項軽自動車税の各税目の増額は、収入見込み額の精査によるものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>10款1項1目地方交付税の普通交付税534万円は、国補正予算を経て追加交付されることとなったため、増額計上するものであります。</p>
--	--

	<p>6 ページ、14 款国庫支出金から、9 ページ、15 款県支出金までありますが、それぞれ国、県補助事業の交付決定や確定等に伴い、増額または減額を行うものであります。</p> <p>なお、7 ページ、14 款2 項5 目教育費国庫補助金4 節中学校防災機能強化事業費補助金1,567 万6,000 円は、国の補正予算で実施する繰越事業に対応して追加計上するものであります。</p> <p>10 ページをごらんください。</p> <p>16 款2 項1 目不動産売却収入1 節土地建物売却収入851 万4,000 円は、旧木ノ下児童館跡地など町有地の売却により収入額分を増額計上するものであります。</p> <p>17 款1 項1 目一般寄附金2 節ふるさと応援寄附金450 万円は、今年度分の寄附金について増収が見込まれたため増額計上するものであります。</p> <p>11 ページをごらんください。</p> <p>18 款2 項1 目財政調整基金繰入金1,539 万8,000 円は、歳入歳出財源調整により増額計上するものであります。</p> <p>13 ページをごらんください。</p> <p>21 款1 項町債であります。4 目教育債の3 節中学校施設非構造部材耐震化事業債2,930 万円は、国の補正予算で実施する繰越事業に対応して追加計上するほか、他の起債については、事業費の確定等に伴い減額を行うものであります。</p> <p>ページが後ろのほうに移ります。37 ページ、38 ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>39 ページ、40 ページをごらんください。</p> <p>債務負担に関する調書は、債務負担行為補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>41 ページ、42 ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、地方債補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
--	---

西館議長

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>これから第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第 6 号）に関する説明書 3 ページから 13 ページになります。質疑ありませんか。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>6 番、平野です。</p> <p>私は 4 ページの分担金負担金の教育費負担金 7 3 9 万 6, 0 0 0 円が減額となって、小学校、中学校減額になっております。これは給食の無料化に伴うものでありますけれども、この中で小学校、中学校それぞれ未収金がどのくらいあるのか、現在ですね。その額を教えていただきたいと思います。</p> <p>それからその未収金の徴収対策についても見直しをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから 6 ページになりますけれども、1 4 款 2 項 1 目の総務費国庫補助金の中で、住民個人番号カードが交付の事務費がありますけれども、現在件数は何件くらい発行しているのか、男子、女子別にわかればお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから 1 0 ページのところですが、先ほど財産収入については説明がありました。木ノ下児童館の土地、建物、土地だけだったのか、ちょっとこのところもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから 1 1 ページのところですが、財政調整基金の繰入金ですが、財源調整ということで結局この部分については、取り崩しをして一般財源として充当していくということで理解していいのか、調整のためでまた戻し入れも検討しているのかどうか、この辺を説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから地域福祉基金の繰入金予算減額で 5 6 8 万ありますけれども、これの充当先はどこになるのかちょっと説明をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>まず給食費の未収金がどれくらいあるかという点につきましては、現年度分でございますと先週末現在で61世帯118万円程度の未収金がございます。</p> <p>また、これの収納対策ということですが、ただいま3月催告書を発送する予定にしております。これによりまして、その後納めていない方の、先ほど申しました61件のうち40件程度は1カ月の未納とか、引き落としが1回できなかった人ですので、個々は恐らくこの催告書によって納めていただけるものとは思っておりますが、残った方々についてはその状況を見て4月5月に夜間徴収等を実施し、また悪質な方については裁判所等に訴えて徴収に努めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>マイナンバーカードの発行件数についてご質問がありましたので答弁したいと思います。</p> <p>2月末現在で2,535枚の交付がありました。交付率にして約10%ということでございます。男女別という形での管理はしておりませんので、ちょっと今この場では内訳はお答えできません。申しわけございませんが、ご了解いただきたいと思っております。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは答弁いたします。</p> <p>まず10ページの不動産売払収入土地建物売払収入のところでございます。こちらは旧木ノ下児童館の土地だけになります。もう既に建物は壊して土地だけ残ってございましたので、その土地を普通財産として売り払いしたものであります。</p> <p>それからもう1つ、11ページの財政調整基金の繰入金の関係です。こちらは今回の3月補正で一般財源が不足する分をこの財政調整基を繰り入れして、一般財源に充当するものであります。</p> <p>以上です。</p>

答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。 地域福祉基金繰入金の充当先ということですが、歳出の22ページにあります。今回の補正では外出支援サービス事業委託料に充当して、今回は減額の充当ということになります。 以上です。
答弁	西館議長 企画財政課長 (成田光寿君)	企画財政課長。 済みません、先ほど財政調整基金繰入金の関係で答弁漏れがありましたので、追加して答弁いたします。戻し入れの関係です。今後まだ3月31日付の専決補正予算がありますので、その中で一般財源と浮いた分があれば財政調整基金のほうに戻し入れする予定であります。 以上です。
質疑	西館議長 6番 (平野敏彦君)	6番議員。 4ページの未収金のものについては、これは今現在のやつ。今補正のかかわる部分だと思いますけれども、今までの滞納繰越とかそういうのが残ってあったのか、その辺をちょっと確認をしておきたいと思います。その部分お願いします。 それから個人カードについては2,535枚で10%、人口の割には効果というのはどういうものでしょう。私は非常に高齢者にとっては交付されていないんじゃないかなということと、利用する機会、それから利用しなければという意識というのは本当のところ私は高齢者にはないような気がするんですけども、この辺のこれからの見込みというのはもうこれ以上ふえないだろうという予測があるのか、この辺ちょっと説明をいただきたいと思います。 それから土地のほうの旧木ノ下の児童館ですけれども、これは土地だけということで了解しましたけれども、あわせて面積がどのくらいだったのか、この辺も説明をいただければと思います。 それから11ページのところですけれども、この財政調整基金の戻し入れもありますよということですが、これは多分こ

		<p>のままでいきますともう専決処分で処理になると思いますけれども、この調整基金の用途については一般財源で繰り入れをして取り崩しをしていくということは、健全な財政運営に本当になっているのかなという、私は疑問を感じるわけで、この辺これでいいんだというのであれば、それで説明をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>滞納繰越分の金額、未収はということですが、当初155万円程度ありまして、48万円程度の収入がありまして、今現在残っているのは124万円程度ということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>マイナンバーカードの効果ということでのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、現在町のほうでマイナンバーカードを利用した行政サービスというのはほとんど行っておりませんので、今のままではなかなか交付枚数が増大することはないだろうなという予想はしております。ただ国でいろいろマイナンバーカードを活用した施策というのを進めておりまして、その普及拡大に向けて、例えば保育園の入所等に対するとか、児童手当に対する申請を電子申請にするとか、あとは住民票等のコンビニ交付をするとか、そういう活用方法は考えられますけれども、今のところ町では導入のところまでいっておりませんので、そういう活用方法が拡大していけば、今後とも普及されるのではないかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>企画財政課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>私のほうからは旧木ノ下児童館跡地の面積、それから財政調整基金の運用の仕方、この2点をお答えいたします。</p> <p>まず旧木ノ下児童館跡地ですが、面積は1,500.36平米になります。1,500.36平米になります。</p> <p>それから財政調整基金の考え方でありまして、さまざまな事業を執行するに当たって、当然歳出、そういったものが積み上げられますが、その財源として通常歳入を充てるわけです。歳入の大きなものとは、やっぱり町税とか地方交付税、国から来るさまざまな剰余金、そのほかに建設事業等を行う場合は地方債等々があります。それらを充当してもなおやっぱり財源不足が生じます。その部分をこれまでも同様でしたが、一般財源が不足する分として財政調整基金を繰り入れしているものであります。本来先ほど言った歳入の要素で全て賄えればいいんですが、現実的に難しいのが実情でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番議員。</p> <p>それでは分担金負担金のところで、まだ滞納繰越が124万、それから今年度の分ではさらにまた61世帯のうち40件は回収できますよということですが、これでもまだ残るものがあるということで、この分担金負担金の部分については、徴収期限というのは確か税より短かったと思うんですが、この期間内に回収できるのかどうか、この辺の見通しをもう1回お聞かせをいただきたいと思っております。</p> <p>それからマイナンバーカードですけれども、今課長が言ったように国ではいろいろな電子申請とかメリット、そういうものを制度的にPRをしているんですが、じゃあそれらが例えば申請をするに当町の場合、本当にそういうできる人が何人いるのかということもやはりPRだけでも、私は高齢者はほとんどもうこのPRを理解できないし、対応できないと思っております。だから町としてもやっぱり国のほうにも逆に働きかけをして、こういう制度の仕方というのはこういう方法がベターですとか、そういう案を出して国の制度を変えていくというような思いがあっても</p>

<p>答弁</p>		<p>いいんじゃないかと私は課長、思うんですけどもこの辺、担当課の課長として私だったらこういうふうに変えますよという思いがあったら聞かせていただきたいなと思います。</p> <p>それからあと基本的に11ページの財政調整ですけども、やはり健全財政をする基本というのは、私前一般質問でも言ったように、県知事がもう基金に頼らない財政運営ということで、県ではやっているわけですから、やっぱりそういうのがあることによって、いろいろな意味でのその幅広い行政サービスができると思うんですよ。これを崩していったらなし崩しに一般財源が不足すれば基金を使えるんだということでいくわけですから、財調の部分というのは私が質問したとおり、毎年5億近い形で一般財源に使っているわけですから、このままいったら基金がなくなったら赤字になるというのは目に見えているわけで、本当にこれで健全財政なのかなという思いがあるわけですよ。やはり基本的な部分というのは、財政の基本的な部分というのは、基金を当てにしない町政運営をしていくというものがあると思うんですけども、この私の考え方に、ちょっと間違っているなと思ったら答弁をお願いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>教育長。</p>
	<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>未納の件の処理の仕方でありましてけれども、どの程度の収納を目指しているかということだと思っておりますが、現時点ではここまでだといいかということの設定はしておりません。もし仮に苦しいところがあれば、家庭があれば分納というか分けて納めていただくことも提案をしたり、最終的には法的手段にも訴えるということも考えておりますので、基本的には全ての方に納めていただくというのが最も基本的な考え方でありまして。現時点ではここまでで見通し、例えば8割とか9割などという設定はしていないところであります。なるだけ納めていただくというのが基本的な考え方でありまして、よろしくどうぞお願いいたします。</p>
<p>西館議長</p>	<p>時効、時間的な。時間的な時効を。次か。学務課長。</p>	

答弁	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p> <p>西館議長</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>今教育長からもありましたが、最大限収納に努めるということで、時効は2年になりますが、その間例えばさまざまな手続きをするとそれが延長されたりします。先ほど言ったように裁判所に訴えたりすれば、その期間が延長されるといったこともありますので、そういったのも含めながら徴収に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p>
答弁	<p>町民課長 (澤田常男君)</p> <p>西館議長</p>	<p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>マイナンバーカードに対する周知をもうこれ以上普及に貢献しないのではないかなというようなお話がございました。町民課としても広報とかホームページ等で周知はしているつもりですが、それだけではなかなか普及は進まないと思っております。</p> <p>先ほどちょっと事例としては紹介していなかったんですが、国のほうではあと保険証なんかマイナンバーカードを活用できないかというの何か検討しているような情報は聞いておりました。そのほかにもいろいろ先進自治体のほうで工夫しているような事例も紹介していますので、当町においても普及に向けて何かやれることがあれば、ちょっと町民課だけでなく関係課含めて検討する組織がございますので、そちらのほうで検討してみたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>財政調整基金の考え方についてお答えをいたします。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、財政調整基金に頼らない予算編成は、財政のほうからいいましても非常に理想的なもの、できるものであればやってみたい予算編成であります。実際、今年度の当初予算編成の手続きという流れをいいますと、各課から予算要求が上がってきまして、それを積み上げて財源が足りなかった</p>

		<p>分は10億を超えます。もしその10億を財政調整基金に頼らない予算編成をすれば、その10億をまるまる切るようになりますので、それこそ来年度は普段よりちょっと厳しめの予算編成になりましたが、さらに厳しい予算編成、いろいろな事業ができなくなる可能性がございます。繰り返しになりますが、できることなら財政調整基金に頼らない財政運営をやってみたいんですが、実際はなかなかそうもいかないところをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	<p>ほかに質疑ありませんか。9番、沼端 務議員。</p>
	9番 (沼端 務君)	<p>済みません、7ページです。</p> <p>14款のここ中学校防災のところですね、防災機能強化事業費補助金、この中身少し詳しく教えてください。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>こちらのほうですけれども、中学校の講堂、下田中学校の体育館ですけれども、天井とかその部材が直接落ちないように、例えばバスケットゴールとか上で天井でつるしたりしているんですが、そういったものが直接落ちないように補強、あとはスピーカーとかもありますけれども、そういったもので耐震化を図るといった事業でございます。今までも小学校、中学校の体育館等行ってきている中の一貫でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 9番 (沼端 務君)	<p>9番議員。</p> <p>9番、沼端です。</p> <p>今こういう機能、安全性の部分で整備するということで、地域のおいらせ町の防災を考えたとき、各この中学校、小学校、こういう体育館とかこういう施設は一時避難場所という位置づけであると思います。そこでこれまず開設、この間あたりも何か新聞</p>

		<p>等のあれで東北青森地方でも30年以内にマグニチュード7以上のやつが来るという報道もあった中に、やっぱりここ震災から8年たって、だんだんその震災の怖さというのが薄れないように、また防災の意識を高める意味でもまず、誰がこういうところを開けるのかというの、開設するに当たるやっぱり担当職員の方なんですか。それとも学校関係の人なんですか。それとも例えばその地域住民の人が近くの人に協力体制をとっているのかというところの確認です。</p>
答弁	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p>	<p>答弁願います。まちづくり防災課長。</p> <p>今ご質問のありました体育館、学校等、そういう災害があった場合に誰が開所するかというお話だと思いますけれども、基本的には例えば学校ですね、授業中等に災害が発生した場合は通常であれば体育館等は開いているという状況ですので、使えるということになります。</p> <p>しかし夜間とかそういった場合に対しては、基本的にはそういう震災があったときは学校のほうでも何か震度4以上でしたっけ、その場合は校長先生が学校に行くというルールがあるという話を伺っていますけれども、まちづくり防災課のほうでも学校の体育館等の鍵はスペアキーを持っていますので、こちらのほうの体制の中でまちづくり防災課になるのか、あるいは関係課になるのかわかりませんが、そういう体制の中でとにかく参集して行ける者が行くと。あるいは直接現地、避難所に近い方ですね、そういった方がいれば、さまざまなケースがあるかと思いますが、基本的にはまちづくり防災課、あるいはその関係課で対応するという形になります。</p>
質疑	<p>西館議長 9番 (沼端 務君)</p>	<p>9番議員。</p> <p>大体流れ的にはわかりました。そこで課長、やっぱり担当課の職員、また学校の校長先生初め先生方という方は地元、その避難場所に近くない可能性もあるじゃないですか。災害によっては来られない可能性もあるし、という部分であればやっぱりそこに地域住民の協力が第一だと思います。という部分ではやっぱり防</p>

		<p>犯上そこにその人に持たせるというのもあれなんですけれども、いろいろなルールづくりの中でこう見ると、各町内で地域防災何とかというのがありましたよね。そういう協力隊の方々とかもやっぱり交えながらここ、うちのほうであれば例えば下田中学校、百石中学校というところはやっぱり高台にあるところ、人が一番避難してくるところだと思えるところですので、やっぱり職員以外にも二重三重とそういう訓練を踏まえながら、今後そういう地域防災の仕組みをつくってほしいということをお願いしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p>	<p>まちづくり防災課長。 議員のおっしゃるとおり今お話あった役場、あるいは先生、あるいは地域自主防災組織といった、そういったメンバーで連携して災害時に対応するという、今後そういった訓練も実施していきたいですし、そういったルールづくりも今地域防災計画がありますけれども、そういったものをいろいろこちらのほうでも一応それを踏まえながらまた考えていきたいと思えます。 以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 7番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。7番、檜山 忠議員。 7番、檜山です。 8ページの県支出金ということで、2項の県補助金4の農林水産業県補助金の関係なんですけれども、これマイナスのそれになっているんですけれども、これはどうなんですか。これはもう県のほうから勝手にと言えばおかしいけれども、使うそれがないからもうこれよりあげませんよというので来るのか、それともこっちのほうのいろいろな項目が載っていますけれども、それに使うようなそれが整っていないと言ったらあれかな。町では受け入れるそれがないからそういう形でマイナスになってくるのか、そこら辺ちょっと聞きたいと思えますが。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>農林水産課長。</p>

答弁	農林水産課長 (西館道幸君)	<p>お答えいたします。</p> <p>県、国から来るこれらの補助金につきましては、対象者、事業者が確定して当初予算で見込みでとっていったものから今回は事業が確定したので事業費を減額するというので、事業によりましては予想していたんですけども、思ったよりも事業採択にならなかったものとか、そういう部分がありますので、それで確定したので事業費を減額しているという意味でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	西館議長 7番 (檜山 忠君)	<p>7番議員。</p> <p>そうですか。何かこれだけ確定してマイナスになってきているというのについては、何かせつかく予算がついたのにもったいないような気がするんですね。例えば野菜の産地強化支援事業費補助金って87万か幾らなんですけれども、それから経営体育成支援事業補助金ですか。300万も減ってきているということなんですけれども、これは最初からその計画が悪かったのかな。何でこんなに減ってしまうんでしょうか。</p>
答弁	西館議長 農林水産課長 (西館道幸君)	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>この2つの補助金につきましては、野菜のほうの補助金は県の補助事業でありまして、県の機械の補助事業と理解して、機械とかあとはハウスを整備する事業になります。これについては農業者のほうから要望をとりまして、そのうち採択見込みになりそうな部分を予算計上しております。ただ、県のほうの割り当て配分というのがありますので、その中でどうしても満額事業費が採択されないということになりまして、今回はこの87万7,000円分が減額になっているというものです。</p> <p>経営体育成の300万円につきましても、これも当初要望をとった中でこれぐらい採択をしてほしいなという要望を上げているんですけども、やはりこれについてもなかなかポイント制になっておりまして、そのポイントが非常に国のほうのポイントが高くなっておりまして、なかなか採択要件が厳しくなったという</p>

		<p>部分がありまして、どうしても要望額どおりに事業が行えないというのが実際のところでは。</p> <p>国とか県の全体的な事業費の枠がありまして、やはりこういう事業につきましては、農業者のほうも非常に人気が高い事業になりまして、要望も多いということでなかなか満額予定した分が採択にならないのが現場です。</p> <p>以上です。</p> <p>7 番議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7 番 (檜山 忠君)</p>	<p>そうでしょうけれども、要望を出してやるほうは一生懸命計画を立てて恐らく要望を出しているんだらうと思うんですよね。それらがこういうふうには、どれだけの規模のそれを出してこうなのかというのはよくわからないんですけども、マイナスになるとやる側がちょっとやる気がそがれるということで、何となくマイナスになってしまうような気がするもので、ある程度ちゃんとした調査をして、ある面では確実にと言えおかしいんですけども、ある程度の金額はちゃんと確保できるような、それをお互いすり合わせてもらうようなそれをしたほうが、私はやる側にとってもやる気がすごく起きてくるんじゃないかなと、そういうふうに思います。いいです。答弁要らないです。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。1 番、澤上 勝議員。</p> <p>2 点のみ確認をします。</p> <p>ページ数は12 ページ。雑収入の、金額的に大したことないけれども、雇用保険料14万6,000円。雇用保険料の収入というのはあり得ないと私は思うんですけども、まずその1点。</p> <p>それからきのうから財政調整基金の話がかなり出ているんですけども、その意味を課長、もう1回その目的を説明してください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 総務課長</p>	<p>総務課長。</p> <p>雇用保険料の歳入についてご答弁させていただきます。</p>

<p>答弁</p>	<p>(泉山裕一君)</p> <p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>町ではまず本人負担ということで、1,000分の5、町の負担ということで1,000分の8.5という形に分かれております。それで町では本人負担分を一度歳入に入れて、町の負担分と合わせて労働局のほうに保険料を納付しておりますので、この分で1回個人負担分を受けるような形になります。</p> <p>以上になります。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>財政調整基金のことについてお答えいたします。</p> <p>言葉にありますとおり、財政を調整するための基金であります。要は財政運営上、歳入歳出調整した際に不足する分、必要となる分を調整するために充当する基金であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>ちょっと言葉足らずでした。</p> <p>対象になる方は臨時職員になりますので、臨時職員の雇用保険料の部分の歳入を受けているという形になりますので、以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>1番議員。</p> <p>1つ確認をします。</p> <p>普通は預かりでやってプールして払うんですけども、役場は収入にすることですから、金額もっと上がるんじゃないのか。かなりの臨時の方がいるから、まず後で精査してみたほうがいい。</p> <p>あと今財政調整基金の話でありますけれども、趣旨に沿って収入にしたりまた最終的には余裕があれば繰戻すということですから、あなた、ある議員から今一生懸命言われているけれども、なるべくないほうがいいんでなく、やはり一旦立てかえる部分もあるので、それは何もそれなりの話をしたほうがいいと思うんですよ。入れる趣旨、それから出す、全体的な財政を見た中で繰り</p>

	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>入れをしているわけですね。そのための基金ですから、それを使って悪いという話はないはずですから、経理的にも。それから商工会でもそういうやり方をしているし。否定されたからそれをはいって企画財政課長が返事をして、私はならないと思う。健全な財政は必ず財政調整基金を入れられないという理屈をあなた方が受け入れるということに私はなると思う。私の考え方はね。だからその辺はやはりしっかり頭を整理して、答弁するのはしたほうがいいと思いますので、もう1度答弁をお願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>雇用保険料ですけれども、今14万6,000円というのは補正額になります。この補正分を足して確定的な数字は最後の部分になってこないとわからないんですけども、今この14万6,000円を足しまして、予算といたしましては57万8,000円ぐらいを見込んでおります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>財政調整基金のことについていろいろとご質問、ご指摘等受けている状況であります。</p> <p>まず財政調整基金につきましては、予算編成する際に不足する分を繰り入れして予算のほうに充当する基金であります。基金に頼らない予算編成をしたほうがいいというお話も先ほど私も言いました。これは将来的なことを考えた場合の話であります。現在は15億か16億ぐらい財政調整基金がありますので、崩したりまた戻したりした形で予算編成、財政運営もできておりますが、これがだんだん先細り、調整基金がだんだんなくなってきました。そうなりますと、将来5年後なり10年後なり、予算編成を組む際に大変苦しくなると。将来を見据えた場合には余り財政調整基金に頼らない予算編成をしていったほうがいいのかということでもあります。</p> <p>きのうもきょうも平野議員のほうから、県は財政調整基金に頼らない予算編成をしているという話もしておりました。これは今</p>

質疑		<p>の三村県政の中において、これまでの財調整基金に頼った予算編成をしたしわ寄せが来ている関係で、財政調整基金に頼らない予算編成を今組んでいるところであります。</p> <p>よって当町も今はいいいですが、将来的に苦しくなることも想定されますので、余り財政調整基金に頼りすぎない予算編成をすべきもの、したほうがいいということも考えているところであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	1 番議員。
	1 番 (澤上 勝君)	<p>雇用保険については理解できました。</p> <p>ただ財政調整基金については、これ永久多分俺は続くものだと思っておりますから。それから全体の総予算の中の何%ですか。それも頭に入れながら、頼らないというわけにいかないんですよ。一旦立てかえなければならぬ部分は、言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、収入の確定が最終的に今の3月でないという程度出ないはずですから、税金にしても滞納でも。そのために一旦別会計から入れて立てかえをして使うという、多分理屈があるし、全く財政調整基金を100%入れたから使っているはずはないから、今までの私は何年分しか見ていないけれどもね。多分そういう会計処理をしているはずですから、これは県は今まで使いすぎたからだと思いますよ。ある人が。それで三村県政になって立て直すためになるべくこれを使わないように、その分青森県の施設は20年も30年もおくらせているんですよ。それも頭に入れないとやはり今の町民のためにどうやって進めるか、県民のためにどうやって進めるか、財政も大事だけれども、やはり将来希望ある町をどうつくるかということも考えながら進めて、ただただ財政調整基金がだめなんだというのは、やはりあなた方も否定をしないとだめだと思う。以上。</p>
	西館議長	答弁はよろしいですか。
	1 番 (澤上 勝君)	いいです。

質疑	西館議長	ほかに質疑ありませんか。5番、田中正一議員。
	5番 (田中正一君)	1点のみちょっと。私は1点だけ。 15款の9ページなんですけれども、県補助金で農地中間管理機構集積協力基金というのがこれ、132万8,000円ほどの減額になっていますが、幾ら来てこれが減額になっているのかちょっと教えてくれませんか。ここ。
答弁	西館議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (西館道幸君)	お答えいたします。 当初の予算の段階では、864万ほど予算計上しておりましたけれども、今年度事業を実施した結果、交付見込み予定が731万1,900円ほどになったということで、この分の減額となっております。 以上です。
質疑	西館議長	5番議員。
	5番 (田中正一君)	私これ誤解して今見ているかもわかりませんが、我々今中間機構として借りているわけですね、農業委員会から期間終わりましたよと、契約が終わりましたよと。今度農林課から中間機構を通して借りていただけませんかということで、今現在借りているわけですよ。この1カ所、1カ所、1カ所はねて借りているわけですよ。まずそうでしょう。今まで耕作しているところが点々としているわけですよ、我々やっているの。その我々が借りているところの出し手のほうにこのお金が入っていると思うんですけども、まず。この集積というの、私誤解していたかもしれませんが、やっぱりこの中間管理機構を通してやるのであれば、大型機械でもうあっち行ってこっち行ってでなくて集積してやるような、まさにこの集積協力基金、昔の団地化ですよ、団地。こういうふうにしてやっていかないと、これからおいらせ町の田んぼやっていくとなれば、大変なことになってくるなと私は危惧しているわけですよ。ですから中間管理機構を通してのなら、ある程度の田の図面を見て、小前谷地地区は投げると、蛇

		<p>とタヌキの屋敷にしろというような形で、あとのいいところはみんな団地にして、みんなこうしてやっていったほうがいいのではないかなど、私はそう思うんですよ。そうでなければやっぱり私もそうなんですけれども、百石のほうに近くに三反歩離れているんですよ、もう点々。それでも管理機構を通してはいるわけですよ。六戸もそうです。管理機構を通してはいるんです。点々としてはいるんですよ。それで仲間と取りかえるかというようなお互いにやるかということも話しているんですけども、それも役場同士でどうにもうまくいかないう話なんです。ですからおいらせ町だけでもいいですから、ちゃんと道路歩いていけば、強い気流れのおいらせだ何とかって書いてあるでしょう。だから集中して田んぼもそこならそこ、田中正一なら10町歩なら10町歩と、こういうようなやり方の集積のもとにこうしてやらなければ、びっくりする、今集積協力基金といたから、どこでやっているべと思ったの。集積で、私に言わせれば集積でないです。どう思っているの。どこもないんだもの、このおいらせ町で。ありますか。その辺ちょっとお知らせください。あれば今後とも勉強してやっていきたいと思っているし。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>田中議員おっしゃるとおり、農地中間管理機構の集積協力金ですから、確かに集積した場合に交付されるという協力金もありますし、持っている農地を全て10年間機構のほうに預けるという場合には、リタイアするという意味で協力金が出ます。そちらの協力金のほうが額は大きいんですけども、委員おっしゃるとおりやはり集積するのが目的でありますので、できるだけその担い手となる農業者の方の近い農地にできるだけ集約するように担当課、担当者についてもやっているかと思っておりますけれども、やはり届け出す方々がどうしてもばらばらに来るものですから、なかなかまとまった農地を貸し付けすることができないのが現状でありまして、本来から言いますとそういう農地を言われますようにある程度大きい単位でまとまった形でやれるようにすればよかったのかなとは思いますが、もう事業も5年間経過して、こ</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>5番 (田中正一君)</p>	<p>れから再度見直しに入ることになっていますので、その中で今後さらにより制度になるように取り組んでいければなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>5番議員。</p> <p>いや大変、怒ったような話になって申しわけないんですけども、私これ集積何でしてくれないのかというのは、もう我々のところは田んぼやるに中間機構通してやっても限界なんですよ。集積していただくというのは、麦にしろ大豆にしろやるには水がなきゃならないんですよ。水が入るようになればね。ですから団地にしてやっていけば私はいいいんでないかと思う。その場所だけでも。そうすれば補助金も入ってくるでしょう、農家のほうにも。入ってこないですか。入ってくるでしょう、大豆やれば何ぼ何ぼ入ってくるでしょう。助成が。今米の作付けはもう限界が来ているんです。私にはですよ。まだこれ以上中間機構からいや、何とかって、やってくれないかと言うからまた嫌と言われなんですよ。だから農林課のほうでもできたら、農業委員会のほうでも何とかここ、今農業委員も決まったし、団地にしてここは誰々でやってくれませんか、ここは本村営農組合でやってくれませんか。こういうふう到我々当初やってきたようにやっていけば、何とかこれはやっていけるのかなと思います。三本木前から赤田前までですよ。これ点々、点々と言えはおかしいけれども、ある人は水を引っ張る。六戸から来た人も水を引っ張る。我々の麦、作付けしたところ、水路はU字溝が入っていない。それを掘って、そういう無駄な労働をやっているのよりは、ここ役場農林課、農業委員会、みんな場所をあの図面開いてみて、コンパスを置いて1回やってみたらどうですか。ここは麦にしよう、ここは大豆、畑作地にしようとかというようにやらないと。それで私は集積してやればおいらせ町の農業も基幹産業、やっぱりおいらせはすごいなと、私はこう思いますよ。ただただトラクターも入らない、田植え機械も入らない、ある程度で入っているんですけども、やっぱりそういうところもつくっていかないと、これからおいらせ町の一次産業に未来はないと私は思っています。どうか皆</p>
-----------	-----------------------------------	---

	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>さん頑張って今若い人たちも担い手で残ってきています。入ってきています。何とか課長、その辺のところも考えていただければと思います。何か町長、あれば。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>確かに田中議員の熱い思いは受けとめておきたいと思います。確かに今水田に関しては、畑地化ということと言われましても、なかなかブロックといいますか、分けて栽培していないということがありまして、非常に不都合が生じているというのは本村に限らず豊栄の地区でもありますし、確かにそれをある程度水田をやる場所は水田をやる、あるいは畑作をやる場所は畑作をやるということで、区切りをつけてうまくできれば一番いいなどは私も考えます。そういったことで、来年度以降、ご承知のように人農地プランの座談会というものを各地区ごとに開催しておりますけれども、それを実質化してくださいということで国のほうで出ています。というのは今言われたようなことを実際に図面を持って行って、どういうふうにしようかというのを実際にお話ししましょうということこれから本格的に始めることになっていきますので、その中で農業委員の方も手伝いながら、あるいは農業者の方も参加していただいて、その場でこの地域の農地をどうしていくかというのをこれから検討していければなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>田中議員の経営形態も私も相当知っているはずですし、また熱い思いも聞きました。確かに全くそのとおりだなという部分もあります。ただこの農地中間管理機構はあくまでも貸した人、借りた人を農業委員会が、あるいは農林課があっせんしてすり合わせるというのがメインでありまして、こういうふうにお金が残ったということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから田中議員の思いであります、これはやはり今からでも遅くない、農地はやっぱり区画整理していかなければならないの</p>

		<p>ではないかというご提案だと思います。また、区画整理しないとしてもやはり1人なら1人の人にその1区画はもう集中して貸し借りさせたらどうか、あるいは別の区画はまた別な人に貸すようにしたらどうか、そういう部分でも農地中間管理機構をうまく利用しなければならないのではないかと提案だと思いますので、我々もこれから貸し借りの見直しがありましたら、あるいは農地の図面等を見ながら、名前をつけながら拾いながら、ここはこうしてこの人に集中させよう、こっちはこの人に集中させようと、これは田んぼだけでなく畑作にも言えることだと思いますので、そういうことも含めて、せっかくある制度は有効に活用させるように努力しますので、少し時間をくさればと思います。よろしくをお願いします。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
		<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 ここで2時45分まで休憩いたします。</p>
		<p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時29分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩を解きいて、引き続き会議を再開いたします。</p>
		<p style="text-align: right;">(再開 午後 2時45分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>次に、歳出についての質疑を受けます。 第1款議会費から第4款衛生費までについて質疑を受けます。 説明書15ページから26ページになります。15から26です。 質疑ありませんか。6番平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番平野です。 余り細かいのでやればまたいろいろな時間かかりますので、2点だけとどめさせていただきます。</p>
		<p>1点目は17ページ、総務企画費の企画総務費の中のふるさと応援寄附金積立金であります。450万円が積み立てられますけれども、残高見込み見ますと2,995万4,000円が決算見込みで出ております。この応援寄附金というのは逆に言ったら積み立てしないでこの制度生かして財政運営に充てたほうがいいと思うんですけども、何で積み立てをしてためていくのか、こ</p>

		<p>このところをひとつお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから18ページの情報製作費のところですけども、この元号改正に伴うシステム改修委託料がありますけれども、これに限らず元号改正になっていろいろな町で出す納付書、さまざまなものが切りかえに乗って1カ月間で対応が可能かどうか、その見通しについてお伺いをいたします。</p> <p>それから25ページになりますけれども、衛生費の環境衛生費のところの負担金補助及び交付金であります。十和田地域火葬費のところ絡んで今非常に私たちの地域もそうですけれども、高齢者の死亡率が高くなっております。そういう中で十和田地域の火葬場の混みぐあいすごい混んでいまして、ややもすると1週間も葬儀までの日数を要する、大変だという声が聞こえております。無理をしても三沢の火葬場を使うという人が数件見られます。広域的については官公部門では三沢、十和田にも入っているわけですから、私は三沢の火葬場もひとつ十和田ではなく十和田と同じような条件で利用できるような方法ができないのか。ここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それではふるさと応援寄附金の関係についてお答えをいたします。</p> <p>ふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄附金の流れについてまずご説明をいたします。ふるさと納税につきましては一旦歳入、収入で当該年度分を受けます。それを基金化することになります。その基金化する際も二口に分かれまして、1つが一般会計分、もう1つが奨学資金になります。今回計上している分、17ページある分は一般会計に積み立てする分でございます。一度積み立てをして、次年度以降それを取り崩していろいろな事業に充当するようにしてございます。以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>新元号の絡みについて基本的なところが総務課を携わっております。それで今ある程度基本的な取り決めを決めて、各課と</p>

		<p>共有をしております。例を挙げますと、まず予算の絡みに関してみれば、4月末までは今の平成31年度の当初予算という形になりますけれども、2019年5月以降は新しい元号で番号はそのまま連番にするとか、あと契約書上に関してみれば同じく4月までは平成で契約、5月以降に関してみれば新元号で契約していくという形で、基本的な書類とかそういう部分の取り決めに関してみれば総務課である程度協議した中で決めて、それで各課で共有して使うという形になります。</p> <p>ただ、各課で対応しているシステム関係とかそういう部分に関してみれば、基本的には5月に間に合うような形で対応をお願いするような形になります。以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野議員の質問で、新元号に伴う税の納付書等のご心配されていたところがあったと思います。今現在、4月1日に新元号を公表するという国で発表されましたので、今3月末の次年度の印刷の入札に関しては3月25日行われるということです。業者が決まる。新年度に印刷物を発注いたしまして、今回従来であれば納付書のところに元号が書かれて年度なり日にちが入っていたものを、4月1日発表されるものにつきまして印刷のほうも何とか業者さんと打ち合わせをしながら行けるのではないかなということで、新元号をつけた形で印刷をさせていただいて、5月1日の国保税、または軽自動車税の納付書が間に合うスケジュールを組んでおりました。ただし、4月中に保険料、介護、後期、あとは国保税の部分で途中加入された方の4月中に納付書が発行されるものについては新元号を使うことがまだ公布されておられませんのでできないということから、旧元号をつけたままでお渡しする形にはなりますが、その部分につきましては読みかえていただくということで対応することで考えております。以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>環境保健課長</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>それではお答えをいたします。十和田地域広域事務組合の火葬</p>

質疑	(柏崎勝徳君)	<p>場を使用した場合においらせ町民の場合は補助金を交付して無料で使用しているということで、それと同じ条件で三沢も使用できないかということのご質問だと思います。十和田広域につきましては、当町も一部事務組合の構成している町ということで、ある意味十和田広域の火葬場は町の施設の一部ということも言えるかと思えます。そういう意味で、町民が十和田の火葬場を使った場合は使用料を無料しているということの認識であります。現に、三沢、あるいは八戸の火葬場におきましても市民がそれぞれの火葬場を利用する場合は市民の場合は無料にしているというところもありますので、条件としてはそれと同じかなと。三沢、八戸につきましても市民以外の方が利用する場合は、同じように有料で利用しているということでおいらせ町も同じなのかなと考えております。</p> <p>ただ、ご提案ありましたように定住自立圏でいろいろ連携をしながら事業をやっているということもございますので、その定住自立圏の中でおいらせ町も無料で使用できるようにできないかということについては、一応相談する余地はあるのかなと思えます。ただ、なかなか現実としては有料にしているというところもありますので難しさはあるかとは思いますが、相談はしてみたいかなと思えます。以上です。</p>
	西館議長	6 番議員。
	6 番 (平野敏彦君)	<p>ふるさと応援基金についての流れはわかります。歳入で受けて一般会計、それから奨学基金に充当しているんだということで、そうすればこの前の予算の説明の中で決算見込み残、あの基金見ますと2, 195万4, 000円あるので、これはそうすると一般会計で使えるもの、それから基金に充当するものの額というのはわかったら教えていただきたいと思えます。</p> <p>それから、新元号に伴っての対応の仕方というのは順調に取り組みが進んでいるなと感じます。ただ、懸念されるのは4月1日に人事異動等があっという間にいろいろな意味で事務の申し送りとかさまざまなものが完全になされないとちょっとしたミスも発生するのではないかという、私危惧するわけで、この辺については例えば人事異動を5月1日するとか記念すべきその日に、5</p>

		<p>月 1 日に発令するとか、そういう発想もあっていいのではないかと思います。町長の考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから今の十和田地域の火葬場の件ですけれども、私から言いますと非常に十和田までの遠い距離的な部分で葬儀場とか葬儀の際に使用するバスの料金、そういうのを加味しますと三沢のほうの距離と十和田の距離から言って火葬料は無料でもバス代が相当の額とられるということから言えば、そんなに三沢使っても差がないという話もあります。町長にお願いしたいのは、今の言う広域的に連携しているわけですから、同じ補助金を出すのだったら三沢に対しても助成しますという形で対応してもらったほうが町民はいろいろな意味で経費的な負担、恩恵を受けると思いますので、この辺、ひとつ町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>人事異動のお話が出ておりましたので、最初私から答弁させていただきます。ご心配していただきまして大変ありがとうございます。そのほかに機構改革等もございますので、今年度はいつもでしたら 20 何日に人事異動を発表しておりましたが、今年度は 18 日を予定して作業等を進めております。以前よりも 1 週間程度早目な形の発表をして、職員の皆さんにも事前に準備をしていただければというために対応しております。以上になります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>ふるさと応援寄附基金のことについてお答えをいたします。ふるさと納税で収入したものは当該年度中に一般会計に基金化するものは基金にそのまま積み立ていたしますし、奨学資金はそのまま奨学基金に積み立てします。よって、この間の議員全員協議会のときの資料に載っておりました基金の状況、2,000 万円ちょっとのものは一般会計に積み立てしたものであるということになります。以上です。</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今総務課長が言ったとおりです。定期の人事でとかそういうのは国民のお祝いをお祝いを別として、我々は行政として年度は4月1日から3月31日までということになっているので、職員も戸惑ってはいけませんので定期異動させたいという気がしております。そういうことでご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、火葬場につきましてももう施設つくる時点で十和田広域に相当の負担をしてつくっている施設でありますので、もし死亡者が多くて火葬場が足りないような事態になれば、たしか1つ休止している火葬炉があるはずですから、そういう部分でも開設できないかというのは広域の会議のときは提案してみたいと思いますし、また、三沢、十和田を含めた広域で受け入れてくれるのであるかどうかは別として、提案はしたいと思いますので、よろしくをお願いします。ただ、つくるときは負担していないでそう簡単にそんなに都合よくいくのかという部分はあろうかと思えます。私、提案してたしか5,000円の火葬代をただにした経緯がありますので、三沢、八戸を利用しても5,000円は補助として出せると思いますけれども、それ以外は相手があることですから、もう少し検討しなければならないと思います。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p> <p>西館議長</p>	<p>6番議員、よろしいですか。</p> <p>次に、4番高坂隆雄議員。</p> <p>4番、高坂です。企画費のところでお尋ねをしたいと思います。確認なんです、もしかすると新年度予算のところでお尋ねするのかもしれませんが、ここでまず確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>先般の行政報告の中で八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更についてというのがありまして、3事業が追加になるということだったので、この追加になるのはいつからなのか。今年度の途中からなのか新年度からなのか、その辺お知らせください。</p> <p>企画財政課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君) 西館議長</p>	<p>新年度の4月以降になります。以上です。</p> <p>再質問、よろしいですか。</p> <p>次に、1番澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>ちょっと確認ということで、16ページの財産管理費の中の積立金、公共施設のもの5,000万円なわけですけれども、これは今の補正ですからトータルで1億円なのか資料全体を見ればわかるはずですが、その確認をお願いします。</p> <p>あと、次の17ページの19区分のところのバスの補助金ですけれども、これは実績に応じてふえるという確認でよかったのか。それからあのバスの件でありますけれども、新年度の計画は練っていると思うんですけども、この前も私、ちょうど百石地区に車を置いたものですから朝8時15分のバスに乗ったら、相変わらず満杯のバスですよ、高校生乗っていますから。あるお母さんがいて、たまたま俺バッジつけていた、外すのを忘れていたから。議員さんですよということでしたら、この朝のバスはいつも混んで何となく大変だという話もしていたし、その人は役場に申告に行くということで2回目だと、前の日何かの資料を忘れてまた行くと。そういう足のない弱者にどう優しくしてあげるのか。それから回数の話もまたしていましたので、その辺もどう検討しているのか。それから、たまたま六戸に私車置いたから六戸のバスがちょうど私の家のところから8時15分ごろ大体主体は高校生が乗っているんですけども、それに乗っていったらある高校生から六戸高校に通っている人です。これからどこへ行くんですか、進学どうするんですかと言ったら、調理科の専門学校に行く。それなら百石高校に入ったらよかったのではないかと私ちらっと言った。百石高校のバスが混んでいるので嫌で六戸に行っているという生徒の素直な声ですから、その辺も受けとめていただければということで、たまたまバスにもう3回も乗ってみたんですけども、そういうことがいろいろありますので、たまに誰か乗ってみたほうが私はいいと思います。それはついで。</p> <p>それから次の19ページの総務のところの仮想デスクトップ構築委託料、説明したかと思うんですけども、この中身を簡単</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>に教えていただければと思います。</p> <p>それから次の洋光台の分譲用の測定の委託料の165万3,000円減でありますけれども、これは総額が幾らでこのぐらい減額になっているのか教えていただければと思います。以上です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>全て当課でお答えをいたします。答弁漏れ等ありましたらご指摘をお願いいたします。</p> <p>まず、16ページの公共施設整備基金積立金の関係でございます。こちらは平成24年度から毎年度1億円積み立てしているものであります。平成29年度が終了した時点でちょうど6億円です。30年度につきましては、今回3月補正で5,000万円が初めてであります。</p> <p>それからバスの関係です。17ページ、下のほうの三沢百石バス路線維持費補助金、それから八戸バス路線維持費補助金のこの2つの関係であります。こちらは十和田観光電鉄で幹線道路を公共交通維持のために路線バスを走らせておりますが、その運行経費に損失が生じた場合、わかりやすく言いますと赤字が出た場合にその分を国・県沿・線市町村で負担する。その負担する際は乗降人員で案分するというものであります。こちらの実績になりますので、ちょっと年度とずれますが10月から始まっての9月末までということになります。それぞれ三沢百石については三沢を発車してずっと百石の338をずっと下がってくる路線でありますし、八戸バスについては十和田を出発して国道45号線を通って八戸まで行く路線であります。そのうちのおいらせ区間内のバスの乗降人員に応じて関係市町村で案分するという形になってございます。</p> <p>それから先ほど町民バスの件、何点かご指摘等いただきました。今年度春に一度バスの見直しをいたしました。毎年度青い森鉄道のダイヤ改正にあわせて、あと、町民バスのバス路線のさまざま苦情等あるところもあわせて見直し等をしているところであります。確かに今年度春見直しした後にさまざま苦情等、要望等受けておりましたので、それらを踏まえまして、またこの3月に青い森鉄道でダイヤ改正する予定でありますので、それにあわ</p>
-----------	---------------------------------------	--

	<p>せて今十和田観光電鉄と調整しているところであります。4月すぐとはなりません、5月なり6月なり、年度変わって早い時期に青い森鉄道のダイヤ改正にあわせた町民バス路線のちょっとした見直しを行おうと思っております。</p> <p>いかんせん、ただ、見直しをしますと今まで乗っていた方がまたふぐあいが生じるという形で、全ての方にちょうどよくというのはなかなか難しいものがありますが、なるべく今年度出た御要望、苦情等をいただいた中でできる限りのことを考えて、来年度早い時期に見直しする予定であります。</p> <p>それから、19ページです。情報政策の関係で仮想デスクトップ構築委託料の内容であります。この仮想デスクトップと言いますのが平成29年度にさかのぼりますが、官公庁等で使っているネットワークを強靱化しようとさまざまなウイルス対策等を、強いウイルス対策等を講じなければならないということでネットワークの3層化というものを行いました。官公庁だけでネットワークを結ぶLGWANというもの、それから役場内で住民情報等そういう基幹システムを行うもの、それから通常の外部のインターネットと結ぶもの、この3つの区分けをいたしました。その中で外部のネットワークは非常にウイルスに感染する危険性が高いということで、この部分だけはここに書いてありますとおりの仮想デスクトップというシステム上の仕組みをつくって運用しているところであります。これをもっとライセンスをふやさなければ、要は利用できる端末数をもっとふやさなければ使い勝手が悪いということで、今般これをライセンスをふやすための委託を今回計上したものであります。</p> <p>洋光台団地の関係の分譲用地測量業務委託料であります。こちらは軟弱地盤の関係であります。公募、これまで3回ぐらいやりましたが、結局応募者がなくて成約までは至っておりませんが、これがもし成約等できてきちんと民間事業者で利用することが可能となった際にきちんとその土地を測量して、まだ測量していませんでしたので、ちゃんと測量するために委託料として当初予算措置したものであります。よって、全く応募者がなかったので全額、当初予算で措置したものの全額を今回減らすというものであります。以上です。</p>
--	--

質疑	西館議長	1 番澤上 勝議員。
	1 番 (澤上 勝君)	<p>バスについてはできるだけ利用者の利便を考えて、それから高齢者の方々、足のない方々の利用度の高い方々の分を考慮した中で設定していただければと思うし、ただ、朝だけは1台では足りないような気がするので、その辺も含めてやっていただければとお願いをしておきます。</p> <p>分譲用地は全く売れないから予算を使えなかったという解釈でよろしいと思うんですけども、今後の見通しをどう考えているのか。その辺、もし答えられたらお願いします。以上。</p>
答弁	西館議長	<p>1点でいいんですね、1点だけ。質問は。質問1点。 企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>洋光台団地の軟弱地盤の民間事業者による利用の関係であります。これまで3回募集しましたが、いずれもありませんでした。最初の1回目、2回目は当初の、済みません、金額忘れましたが1億五、六千万円ぐらいでやっていたと思います。それを、3回目は値下げをして1億円でやって応募者がありませんでした。その時期もつい先日、たしか1月末までだったと思います。まだ3回目終わったばかりでありますので、その1億円のままだもう1回行くのか、もしくはまた引き下げするのか、今年度末でありますのでまた年度変わりましたら新体制でいろいろ協議、相談してみたいと思っております。以上であります。</p>
質疑	西館議長	1 番議員。
	1 番 (澤上 勝君)	<p>これについては前の町長さんに私は多分議会の中で厳しいことを言っているはずですから、なかなか私が思ったとおり進んでいないとしているわけですけども、成田町長さんはそれを引き継いだわけですから、町長さんはどう考えているのか。その辺の考え方を教えて。</p>
	西館議長	町長。

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。私とすれば課長は大変公有財産ですからできるだけ高く売りたいという気持ちを持ってなかなか値下げしないんですけれども、私はもう何年かかっても売れないような土地だったら幾らなら買ってくれるという逆提案してもひとつのアイデアではないのかという気がしているんですけれども、それは法的に許されるかどうか別として、内部ではそういう話もしているということをまずもお知らせしておきます。そして、それでもなければもうどうしようもない、売却という考えそのものをやめてしまわなければならないのかなという気もしておりますので、もう少し前々から塩漬けというんですか何と申しますか、売れない土地を幾らで売るといよりも、澤上議員もわかっているとおり、もうこの辺の土地そのもの、地価があってないような状態になっているのが現状でありますので、つくるときは幾ら幾ら、あるいは仕入れ、買ったときは幾ら幾らというもともとの原価というんですか、そういうのを忘れないとなかなか売れ残った土地は売れないのではないかという思いはしておりますので、経済は動くわけですから、この辺の農地でも山林でも買い手がつかないような状態で、どうしても売りたいれば幾らなら買ってくれるというのが現状ですので、公共用地といってもそういう考え方にかえざるを得ないのかなと気がしております。ただ、それは私の思いで、議員の方々が許してくれるかは別問題です。そういうことも含めて考えていることはいろいろあるということをお知らせしておきます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 7番 (檜山 忠君) 西館議長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。7番檜山 忠議員。</p> <p>檜山です。1つだけお聞きいたします。16ページの区分の14、バスの借り上げ料なんですけれども、これは補正としてのそれで181万円6,000円となっていると思うんですが、これの年間の使用料が幾らぐらいかかっているのかと、それからそれによつての利用回数がどれぐらいになっているかを教えて頂けますか。</p> <p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>バスの利用という形で、年間どれぐらいかかっているかという部分なんですけど、まずバス自体は動く形によって単価で契約しております。時間当たり単価とキロ当たり単価で1回動いた分をこの2つのものを加味して行います。まず、簡単にご説明しますと6時間で50キロメートル走った場合は6時間に大型バスの場合は5,160円を掛けて、50キロメートルに対してみれば大型の140円を掛けて、それを足した金額で3万7,960円という形……。(「そういう細かいのではなくて、年間どれぐらいかかっているのか」の声あり)</p> <p>大変失礼いたしました。それでしたら、年間の部分に関してみれば去年の実績しかございません。2,890万円程度になっております。利用回数も去年の実績にはなるんですが、全部で543台が年間で動いております。今回補正に上げさせていただいたのは1月末の時点で前回と同じ543台を超えていましたので、その分で補正対応をさせていただきました。以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p>	<p>7番議員。</p>
質疑	<p>7番 (檜山 忠)</p>	<p>これは各団体に対しての利用回数などは決めていると思うんですけども、今3回になっていると思いますが、そうですか。</p>
質疑	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>利用回数は議員おっしゃるとおりになっておりますが、教育現場、学校等で使う場合に関してみれば今年度は利用回数の制限をしておりませんので、小学校・中学校で使ったものが今回ちょっと大きい伸びになっているのは実情でございます。以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p>	<p>7番議員。</p>
質疑	<p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>利用回数を制限していない。けれども、各団体では3回までだという話はもう既定事実みたいにはなっているんですけども、前のときには4回までは使えたんですけども。でも、それが3回になってしまって活動にある面では支障が来しているという話</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>も出ているのは出ているんですけども、ただ、3回だと経費の関係があるでしょうから3回までというのであればそれで通すのであれば通してもいいと思いますけれども、そこら辺を徹底してほしいと思うんですけども、いかがですか。</p> <p>総務課長。</p> <p>そういう形で行わせていただきたいと思います。それから、来年度に向けて小学校・中学校にもある程度利用回数を協議いたしまして、幾らか学校ごとには若干違うんですけども、定めさせていただきましたので、皆さんのほうで何かとご協力をしていただければ非常に助かります。以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。14番松林義光議員。</p> <p>今のバスの利用回数ですけども、前町長が確かに議会かある会合で4回まで使わせます、4回までと私は認識をしております。今教育現場で利用回数は制限していませんと。それは今初めて聞きました。我々保育園とか団体が使うのは3回のもので4回まで使わせますという話ではなかったですか。確認いたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>申しわけございません。私も自信がなくなってきましたので、改めて各団体の利用回数は再度確認した上で、後刻ご答弁させていただきたいと思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第10款教育費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書27ページから35ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第5款から第10款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正並びに給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>議案書の77ページから80ページ、説明書37ページから42ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第30号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第30、議案第31号、平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。環境保健課長。</p>
当局説明	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。議案書の81ページから83ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の1ページから10ページになります。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,081万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,707万7,000円とするものであります。</p>

		<p>歳出の主な内容につきましては、支出見込み額の精査により保険給付費を減額するほか、収入支出財源調整により基金積立金を増額するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、収入見込み額の精査により県支出金を減額するほか、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書3ページから10ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。1番澤上 勝議員。</p>
質疑	西館議長	
	1番議員 (澤上 勝君)	1つだけ確認ですけれども、5ページ、退職被保険者等の療養給付費です。1,500万円の減額でありますけれども、これを簡単に説明。
答弁	西館議長 環境保健課長 (柏崎勝徳君)	環境保健課長。 お答えをいたします。退職被保険者等療養給付費等につきましては、退職制度が平成26年度末で制度が終了しております。その際に退職制度の対象者になっている方につきましては65歳に到達するまでの間は退職被保険者制度で運用されるということになっており、年々対象者が減ってきている状況であります。31年度で対象者がなくなるのではないかと、現在見込みでございます。つきましては、対象者が減ってきているということがございます。給付費が減っていると、予算に対して減になっているということでございます。以上です。
	西館議長	1番議員。
質疑	1番議員 (澤上 勝君)	余分ですけれども、ある程度数字を予測できるような気がするけれども、その辺は。予測ができるような気がするけれども、1,

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>500万円という大きな金額が減になっているから、今のだと多分コンピューターにそれなりの年齢でみんなインプットされているはずだから、ある程度逆算をできるような気がするんですけども、その辺はどうですか。</p>
	<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>お答えをいたします。こちらにつきましては、今回平成30年度の実績から、今後予算要求の段階での今後の3カ月分の1月、2月、3月の3カ月分の……、失礼しました。12、1、2月の3カ月分の診療報酬等を推計をいたしまして、結果的に支出の見込み額を1,560万円程度ということで見込んでおまして、当初では3,300万円という予算を計上しておりました。その差額分として今回1,500万円の減額ということでございます。当初の見込みそのものが過大であったということもあるかもしれませんし、予想に反して給付が少なかったということでの減額であろうかと思っております。以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第31号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第31、議案第32号、平成30年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とい</p>

<p>当局説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>した。</p> <p>次に、日程第32、議案第33号、平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。地域整備課長。</p> <p>議案第33号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の87ページから90ページ、別冊の補正予算に関する説明書の17ページから23ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額から497万3,000円を減額し予算の総額を10億9,584万9,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では流域下水道維持管理費の精査に伴い負担金を増額し、汚水升設置工事等の精査により建設事業費を減額し、歳入では一般会計繰入金及び事業債を減額するものであります。なお、第2表地方債補正につきましては事業費の確定見込みによる借り入れ額の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1番議員 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款及び地方債に関する調書についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。説明書19ページから23ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。1番澤上 勝議員。</p> <p>19ページ、歳入のところでありますけれども、ここの項目の中で受益者分担金、受益者負担金、2種類あります。その中身の違いです。それから使用料の中で、これは補正の分は256万8,000円、滞納分ということで記載をされておりますけれども、全体的滞納は幾らあるのか。全部負担金も全部滞納金ですよ、多分、補正。全体的に幾らあるのか。それから、例えば何カ月滞納すれば公共のこれがストップになるのかならないのか。利用です。その辺。それから現実的にストップになったのかあるのかないのか。その部分、お願いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁お願いします。地域整備課長。</p> <p>初めに受益者分担金と負担金についてご説明いたします。受益者負担金とは下水道整備区域内における都市計画区域内の方々 に負担していただくものが負担金になります。都市計画区域外に おける負担していただく方々が分担金というふうに扱っており ます。29年度の末現在での受益者分担金の滞納額13万4,0 00円、受益者負担金53万3,000円、使用料276万8, 000円という形になっております。以上になります。</p> <p>それと、滞納して何カ月で例えばストップするのかというお話 がありましたが、下水道等の業務担当して長いことありますけれ ども、これまでも例えば滞納者についてのそういう停止というも のについていろいろ事例等を調べてみましたが、公共的な部分で 利用者が最低限受けられるサービスということの考えのもと、あ とは例えばストップした際にその水があふれて環境上問題にな るといふ部分から、事例とすれば全国的にもほとんどないという 結果です。ですから、当町においてもそれに伴ったような形での、 例えば管に栓をして使用を停止するような措置というのはこれ までとったことはないということでご理解ください。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1番議員 (澤上 勝君)</p>	<p>1番議員。</p> <p>理解はしますが、一番長期にわたって滞納している方 どのぐらいの方が例えばあるんでしょう。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>滞納等については時効が5年となりますので、長期にわた って、極端な話5年ぐらい払っていないという方もあります。そう いった方々についても一応分納という形で幾らかでも納めても らうような形で訪問等、また電話等しながら取り組みはしている という状況であります。以上になります。</p> <p>よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。</p>

当局説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第33号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第33、議案第34号、平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第34号についてご説明申し上げます。議案書の91ページから93ページ、別冊の補正予算に関する説明書の25ページから28ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額から65万円を減額し、予算の総額を1億2,819万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出ではマンホールポンプ等施設更新工事費の精査により建設事業費を減額し、歳入では一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。説明書27ページから28ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局説明	西館議長 (議員席)	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論に入ります。 初めに原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第34号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第34、議案第35号、平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	それでは議案第35号についてご説明申し上げます。議案書の94ページから96ページ、補正予算に関する説明書の29ページから43ページになります。 本案は既定予算の総額から1億4,901万1,000円を減額し、予算の総額を22億4,370万9,000円とするものです。 その主な内容であります。歳出では執行見込み額の精査により2款保険給付費及び3款地域支援事業費を減額し、一方歳出では1款保険料を減額、交付決定見込み及び歳出の減額に応じて3款国庫支出金、4款支払い基金交付金、5款県支出金、7款1項一般会計繰入金を減額、財源調整として2項基金繰入金を増額するものであります。以上で説明を終わります。
	西館議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。説明書31ページから43ページになります。 質疑ありませんか。 **なしの声**

当局説明	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。
	(議員席)	以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第35号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	西館議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	次に、日程第35、議案第36号、平成30年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。環境保健課長。 それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。議案書の97ページから99ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の45ページから50ページになります。 本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ503万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,925万5,000円とするものであります。 歳出の主な内容につきましては、支出見込み額の精査により後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。歳入の主な内容につきましては、収入見込み額の精査により後期高齢者医療保険料を増額するほか、一般会計繰入金を減額するものであります。以上で説明を終わります。
西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。説明書47ページから50ページになります。 質疑ありませんか。	

	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第36号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで総務課長より7番檀山議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>先ほど一般会計の補正予算に伴いましてバスの利用回数のご質問が出ておりました。団体が使用するバスの利用回数は年間に使うのは何回かということで、私3回とお答えしましたが、4回以内が正しい回数になります。間違った答弁を行ったことをお詫びいたします。大変申しわけございませんでした。</p>	
当局説明	西館議長	<p>私も間違いました。松林義光議員の質問に対する答弁です。失礼いたしました。 それでは、次に日程第36、議案第37号、平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。病院事務長。</p>
	病院事務長 (小向博明君)	<p>それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。議案書の100ページから101ページをごらんください。 本案は収益的収入及び支出の既決予定額を38万5,000円増額し、予算の総額を10億226万円とします。 資本的収入は625万8,000円減額し収入予算を3,92</p>

		<p>7万円とし、資本的支出を378万3,000円減額し支出予算を6,482万4,000円とするものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書をご用意ください。51ページから55ページとなります。</p> <p>その主な内容につきましては、52ページの収益的支出では1目給与費7万1,000円を増額し、2目材料費給食材料費で40万円を増額するものであります。51ページの収益的収入では入院患者数の減による入院収益の1,949万6,000円を減額と、一般会計からの他会計負担金1,998万9,000円を増額するものであります。</p> <p>54ページの資本的支出では医療器械等購入費用341万4,000円と工事費36万9,000円を減額するものであります。53ページの資本的収入では企業債620万円を減額するものであります。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。本案については説明書と議案書により一括で質疑を行います。説明書51ページから55ページ、議案書100ページから101ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。6番平野敏彦君。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番議員 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけお伺いします。予算書の51ページですけれども、入院収益が1,900万円減額になっております。その分、補助金が入って他会計の補助金で補填されているようですけれども、このままでいきますと今もう3月ですから、30年度の収支見込みというのは予測できていると思いますけれども、わかったら教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、6番平野議員にお答えいたします。</p> <p>1月末の段階での入院患者・外来患者数でいくと約1,000人ほどずつ減少しております。以前にもご質問を受けた部分でここ数年、2年ほど赤字決算を続けておりまして、入院患者が1年</p>

		<p>ごとに増減を繰り返しております。去年は増加してことしは、30年は減少という年に当たっている部分もありまして1,000人ぐらい、今月の状況では900人ぐらいになるかもしれませんが、その人数での見込みでいきますと総額で4,000万円ほどの赤字の見込みが出ております。以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長 6番議員 (平野敏彦君)</p>	<p>6番議員。 昨年も同じ質問したときには、大体とんとか黒字ということの答弁でありましたけれども、実質赤字、2年連続の赤字計上になった。ことしはさらにまたその予想を上回る赤字になる見込みだということであります。私は非常に病院経営というのは一長一短に改善できないものだという事はわかりますけれども、企業努力というのは現場だけではなく開設者である町長を筆頭に、いろいろな形で努力しなければならないのではないかと私は思います。というのは、町の関連する環境保健課とか介護福祉課、いろいろなものと連携をしながら収入を得る方策をとっていかねばなかなか他の医療機関の先端的な技術の取り組み、周辺の病院の環境がいろいろな形で改善されて整備されておりますから、人口が減っていく中でなかなか容易ではないという思いがします。そういう意味では、この辺、改めて町長の経営に対する認識を伺って終わりたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。 前回もお話ししたと思いますけれども、まずもって3年連続赤字というのは、私にとっても想定外のことでありまして、しからばどうしてそうなっているんだということは局長とも相談しているんですけども、余り局長も原因がわからないという感じで、私は事業を起こすもの、やるものはほとんど幾らでもいいからプラスになるのが経営者ではないのかという気がしております。私が果たして経営者か、開設者にはなっておりますけれども経営者が私かな、あるいは院長かな、事務長かなという立場が微妙な部分もありまして、確かに院長を使用している立場ではありますが、自由自在に操れるかというところそういう部分もま</p>

		<p>た難しいところがあって、余り厳しくやっても経営能力のない人を置いてもなかなかできないし、また、それを無理に強引に使おうとするとやめました、逃げていきますということになるとまた病院の経営が成り立たない。本当にジレンマに陥っているのが現状でありまして、開設者ではありながら経営者、CEOというんですか、最高責任者という立場はありますけれども、しからば会社で言う社長に当たるのかという部分ですと難しい立場かなという気がしておりますので、これから現事務長が退職しますので、新しいまたそれなりの経営手腕のたけた事務長をできるだけ配属して、そういう部分で見直しができるかできないかを含めて監視をしながら話を聞きながらいい方向に向けて努力はしたいと思っていますので、もう少し来年の決算を見ていただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第37号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	西館議長	<p>これで本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	西館議長	<p>あした13日議案熟考のため休会し、明後日14日は午前10時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。</p>

散会宣告	西館議長 事務局長 (小向正志君)	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 3時52分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>
------	---	---